

副本

令和4年(行コ)第290号 遺族補償給付等不支給処分取消請求控訴事件

控訴人



被控訴人 国(処分行政庁 渋谷労働基準監督署長)

控訴答弁書

令和5年1月24日

東京高等裁判所第7民事部ロ乙係 御中

被控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 井 坂 直



法 務 事 務 官 岡 田 裕



〒102-8306 東京都千代田区九段南一丁目2番1号

九段第3合同庁舎13階

東京労働局労働基準部

訟 務 係 長 徳 田 拓



統括地方労災補償訟務官 穂 山 邦



〒150-0041 東京都渋谷区神南一丁目3番5号

渋谷神南合同庁舎5階・6階

渋谷労働基準監督署

労 災 第 二 課 長 元 垣 内 真 理 恵 

労 災 認 定 調 査 官 鈴 木 健 司 

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする
との判決を求める。

第2 被控訴人の主張

1 はじめに

本件における被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審の口頭弁論において主張したとおりであり、控訴人の請求を棄却した原判決の判断は正当である。

これに対し、控訴人は、令和4年12月9日付け控訴理由書(以下「控訴理由書」という。)において、原判決の判断は誤りである旨を主張するが、その内容は、原審における主張の繰り返し又は独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、かかる主張に理由がないことは、原審における被控訴人の主張及び原判決から明らかである。

したがって、本件控訴は理由がなく、速やかに棄却されるべきであるが、以下において、控訴理由書における控訴人の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、原判決及び従前の例によることとし、原審における準備書面は、例えば、原審被告(被控訴人)の準備書面(1)であれば、「原審被告準備書面(1)」などという。

2 本件家事業務と本件介護業務とを明確に区分できないことから、本件疾病に業務起因性が認められるとする控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、業務起因性に関して、大要、①亡が宅において行った本件介護業務と本件家事業務とは明確に区分できないところ、宅での業務の実態は、平成17年事務連絡(乙8)に定める介護報酬算定の要件を満た

していないから、XXXX宅における亡XXXXの業務は本件家事業務も含め全体として本件会社の指揮命令下にあったとみるべきであり(控訴理由書第3の1・6ないし15ページ)、②また、本件家事業務が本件会社の指揮命令下にあったと認められないとしても、本件介護業務と本件家事業務は、「形式的に使用者が異なるだけであり、就業場所も就業実態も全く異なることが無い」から、令和2年法律第14号による改正前の労災保険法(以下「令和2年改正前労災保険法」という。)下にあっても、同法1条の趣旨を踏まえ、本件家事業務の労働時間も合算して業務起因性を判断すべきであり(控訴理由書第4の1・18及び19ページ)、これを前提とすると本件疾病に業務起因性が認められる旨主張するようである。

(2) 本件家事業務と本件介護業務とを明確に区分できるか否かは、本件家事業務の雇用主の認定に影響しないこと(控訴人の前記(1)の主張①について)

ア 原審被告準備書面(2)第1(2及び3ページ)において指摘したとおり、本件家事業務に関する雇用契約の締結後に決定される事情によって、同契約の雇用主がいずれであるのかが決まるものではなく、本件介護業務に介護保険が適用可能であるか否かという事情が、本件家事業務に関する亡XXXXXXXXの雇用主の認定に影響するとする控訴人の主張は、的確な根拠を欠いた独自の見解といわざるを得ない。また、本件介護業務に介護保険が適用されない場合に、本件家事業務に係る雇用契約の当事者がXXXXの息子ではなく本件会社であるとして労災保険法に基づく保険給付の可否を判断すべきとする合理的な理由も、特段見だし難い。

この点、原判決は、「平成17年事務連絡が、家政婦としての家事業務と訪問介護ヘルパーとしての訪問介護サービスに係る業務が峻別困難な場合に両業務の提供に係る法律関係を求人者とサービス提供者との間の単体の契約とみなしたり解釈することが相当である旨を指摘したものとは認められない」(27ページ)と判示しているところ、上記で述べたところ

と同趣旨をいうものと解され、その判示は正当である。

イ 以上のとおり、本件家事業務と本件介護業務とを明確に区分できるか否かは、本件家事業務の雇用主の認定に影響しないから、控訴人の前記(1)の主張①には理由がない。

(3) 本件における業務起因性の判断が事業単位で行われるものであり、本件介護業務のみが業務起因性判断の対象となること(控訴人の前記(1)の主張②について)

ア 原審被告準備書面(1)第4の1(26及び27ページ)で述べたとおり、労災保険法に基づく業務災害に関する保険給付(同法7条1項1号)は、労基法による使用者の災害補償責任を担保するためのものであり、その申請は、事業単位で行われ(遺族補償年金等の支給請求書(甲3)や葬祭料請求書(甲4)においても、労働者の所属事業所を記載することとされている。)、当該申請に基づく支給の可否に係る判断も、事業単位で行われるものである。そうすると、業務災害に関する保険給付の要件である業務起因性の判断に当たって、複数の事業場の業務を競合させ又は一括して考慮することは、労災保険法上予定されていないというべきである(なお、令和2年の労災保険法改正(令和2年法律第14号。以下、同法律を「令和2年改正法」という。))により導入された複数業務要因災害に関する保険給付(令和2年改正法による改正後の労災保険法7条1項2号)は、業務災害に関する保険給付とは別個に創設されたものであり、もとより令和2年改正法施行前の事案である本件には適用されない。令和2年改正法附則6条1項参照)。

本件では、亡[]は、本件家事業務については[]の息子に雇用されていた以上、[]宅における本件会社の業務は本件介護業務に限られ、本件介護業務のみが業務起因性判断の対象となるところ、原判決においても同旨の判示がされており(35及び36ページ)、かかる認定判断は正当であ

る。

イ 控訴人は、本件家事業務につき本件会社と亡[]との雇用関係を否定することは、労働基準法の適用回避をもくろんだ本件会社による「脱法スキーム」を肯定するものであるなどと原判決をるる論難する(控訴理由書15ページ等)。

しかしながら、原判決も正当に判示するとおり、本件会社と亡[]との間で、本件家事業務に関して雇用契約が締結されたことを認めるに足りる確な証拠はないのであって(27ページ)、本件会社が「脱法スキーム」を構築していたという控訴人の主張は、前提を欠いている。控訴人は、本件会社が本件家事業務に関しても亡[]の雇用主であったとする根拠として、亡[]に対する業務指示書(甲13)に、同居の親族に対する食事の準備といった介護の範囲を超える指示があったことを挙げる(控訴理由書10ページ)。しかしながら、かかる記載をもつても、本件会社で介護業務と家事業務との区別が厳密でないところがあったとはいえても、直ちに本件家事業務について本件会社が雇用主であったと認めるに足りるものではない。そのほか、控訴理由書でるる述べられていることを踏まえても(6ないし15ページ)、原判決の正当性は何ら左右されない。控訴人の主張は理由がない。

ウ 控訴人は、仮に本件家事業務が本件会社の指揮命令下にあったと認められないとしても、令和2年改正法による改正前の労災保険法1条の趣旨からすれば、本件家事業務の労働時間も合算して業務起因性を判断すべきであると主張する(控訴理由書18及び19ページ)。

しかしながら、前記のとおり、事業単位で保険給付の可否が判断されるというのが、同法に基づく業務災害に関する保険給付の基本的な仕組みであって、同法の目的規定である1条が、同法により構築された保険給付の基本的な仕組みを修正すべきとする根拠と直ちになり得るものではないこ

とは明らかである。控訴人の前記(1)の主張②には理由がない。

- (4) 亡~~〇〇〇~~が本件家事業務について本件会社に雇用されていたとしても、本件疾病が本件会社の業務に起因するものといえないこと

前記(2)及び(3)の点をおき、仮に、亡~~〇〇〇~~が本件家事業務について本件会社に雇用されていたとしても、本件疾病が本件会社の業務に起因するものといえないことについては、原審被告準備書面(3)において、賃金記録明細等から亡~~〇〇〇~~の労働時間等を推計するなどして明らかにしたとおりである。

控訴人は、~~〇〇〇~~宅における亡~~〇〇〇~~の就労状況について「24時間業務」(控訴理由書20ページ)と主張するが、根拠としては、求人票兼労働条件通知書(甲7)および~~〇〇〇~~氏の聴取書(甲11)の2点を挙げるのみである(訴状15及び16ページ)。

しかし、求人票兼労働条件通知書(甲7)の記載によっても午前0時から午前5時までは休憩時間とされており、~~〇〇〇~~氏も、亡~~〇〇〇~~ではなく~~〇〇〇~~氏自身の別時期における労働実態としてであるが、睡眠時間やシャワーの時間に加え、仕事がない時間が5、6時間程度あった旨を述べており(甲11・6及び7ページ)、いずれも「24時間業務」であったとの控訴人の主張を裏付けるものとはいえない。

したがって、仮に、亡~~〇〇〇~~の本件家事業務及び本件介護業務がいずれも本件会社の雇用管理下にあったものとしても、業務による明らかな過重負荷があったとは認め難く、本件疾病が本件会社の業務に起因するものとは認められない。

(5) 小括

以上のとおりであるから、業務起因性を否定した原判決の判断は正当であり、控訴人の前記(1)の主張には理由がない。

3 処分理由の差し替えが認められること

控訴人は、本件で被告による処分理由の差し替えを認めた原判決が平成5年

最判に反すると主張する(控訴理由書15ないし18ページ)。

しかしながら、取消訴訟の被告は、処分の同一性が害されない限り、処分時に処分行政庁が理由として考えていたものに限らず、当該処分の効力を維持するために一切の法律上及び事実上の主張(理由の追加ないし差替え)が許されるというのが確立した判例法理であること、控訴人が援用する平成5年最判は、処分の同一性の範囲を超える理由の差し替えを認めなかった事案であると解される点で本件とは明らかに事案を異にするものであること、そして、本件において、被告が業務起因性を争うこと及び裁判所が業務起因性の有無を判断することは、処分の同一性の範囲を超えるものでなく、許容されるべきことは、既に原審被告準備書面(4)及び(5)において詳述したとおりである。

原判決は、上記の被控訴人の主張と同趣旨の判断枠組みを前提に、被控訴人による本件各処分の適法性に係る主張の差し替えないし追加を認めるとともに、「平成5年最判は、労災保険法の施行前に従事していた業務に起因して同法施行後に疾病を発症したとして労災保険給付を請求した事案について、労災保険法の施行前に生じた事故に対する保険給付はなお旧法によるとの経過規定が置かれていることを前提として、業務起因性について判断することなく不支給とした原処分を取り消した原審の判断を維持したものであって、本件とは事案が異なるものと解される」と判示したものであるところ(27ないし32ページ)、正当なものである。控訴人の上記主張には理由がない。

4 控訴人のその他の主張について

その他、控訴人は、労基法116条2項の違憲性を主張するが、前述のとおり、そもそも本件家事業務については雇用主が本件会社ではないため、業務起因性の判断の対象となるものではなく、仮に本件家事業務と本件介護業務とがいずれも業務起因性の判断の対象となるとしても、本件で業務起因性が認められる余地はないから、同規定の憲法適合性は本件の結論を左右するものではない。原判決も、「本件各申請に関して亡~~●~~に同規定〔引用者注：労基法11

6条2項]は適用されないと解され、このことは、同規定の憲法適合性の有無のいかんによって左右されない」として、労基法116条2項の憲法適合性について「判断を要しない」と判示しているが(29ページ)、正当である。

第3 結語

以上のとおり、控訴人の主張はいずれも理由がなく、控訴人らの請求を棄却した原判決の判断は正当であるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以 上